

定期報告制度に係る
調査・検査方法、判定基準の解説（防火設備）

平成29年1月
神奈川県内13特定行政庁

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

防火扉

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。	絨毯やカーペットがある場合には扉の閉鎖に支障がないか確認する。	
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	防火扉を閉鎖させて、扉のぐらつきや振動を確認する。吊金具、錠前、閉鎖装置などの金具についても同様に確認する。	接合部が外れているほか、ビスの緩みや部材同士の浮きがある場合についても「要是正」
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	気密材の劣化、損傷についても確認する。	腐食や塗料の固着があると扉が正常に閉鎖しないこともある。
(4)	危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10Jを超えること又は閉鎖力が150Nを超えること。	扉の質量Mは40kg/m ² で計算してもよい。閉鎖速度Vは戸先の軌跡(m)を閉鎖時間(秒)で除して求める。閉鎖力は、閉鎖時に20～30cm手前の位置に戸先がある状態での引張力をテンションゲージ又はプッシュプルゲージ等を使用して測定する。	運動エネルギー=1/2MV ² M:扉の質量(kg) V:閉鎖速度(m/s) 本項目は平成17年告示第1392号により追加された規定であるため、告示の施行日以前の建築物は「既存不適格」 防火設備の質量が15kg以下であることが確認できる場合には「指摘なし」	
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号2(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	感知器の位置と併せて感知器自体の外観に異常がないか確認する。	昭和48年建告第2563号第1第2号二(2)(i)防火設備からの水平距離が10m以内、かつ防火設備と感知器との間に間仕切り壁等がない場所。 (ii)壁から60cm以上離れた天井等の室内に面する部分。廊下等で60cm以上離すことが出来ない場合は中央の部分。 (iii)換気口付近、水蒸気が多量に滞留する場所、腐食性ガスの発生する恐れのある場所他、以外の場所。
(6)			感知の状況	(16)の項又は(17)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	【使用する試験器】 熱感知器:加熱試験器 煙感知器(スポット型):加煙感知器 煙感知器(分離型):減光フィルター 熱煙複合感知器:加熱試験器及び加煙試験器	【適正な時間】 熱感知器(特種):40秒 ※作動温度と周囲温度との差が50℃を超える場合は、作動時間を2倍とすることができる。 煙感知器(スポット型、1種):30秒 煙感知器(スポット型、2種):60秒 煙感知器(スポット型、3種):90秒 煙感知器(分離型):30秒
(7)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。			

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

防火扉

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説
(8)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	検査で操作したスイッチ類は必ず定位に戻すこと。	
(9)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	端子部の錆についても確認する。	
(10)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	接地端子と筐体の導通を回路計で、端子部の緩みをドライバーで確認する。	
(11)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	連動制御器の交流電源をOFF側にし、常用電源が遮断され予備電源に切り替わることを確認する。	
(12)	連動機構	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	熱による損傷や電解液の漏れなどを確認する。	
(13)		連動機構用予備電源 容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	予備電源試験スイッチ等进行操作し、連動制御器の回路電圧計、回路電圧灯などにより確認する。	予備電源の電圧が規定値以下、又は使用している予備電源の容量と製品表示銘板で指定する電源容量が異なっていないか。
(14)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	ラッチ式や上枠内蔵式などがあり、防火扉を閉じると見ることができる。固定ボルトの緩みや装置のぐらつきを確認する。	
(15)		再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。		通常は連動制御器による復旧操作前に扉を閉鎖前の位置に戻した場合、再ロックしない構造となっている。
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉((17)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	(17)で検査を行う防火扉については(16)では検査対象外。実際に感知器を作動させることにより、防火扉が自動的に閉鎖すること等を確認する。温度ヒューズ式の場合は実際に温度ヒューズを外すことにより自動的に閉鎖すること等を確認する。	「連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと」については感知器を設置している場合に限る。
(17)		防火区画(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	竪穴区画を有しない建築物の場合、(17)は検査対象外。複数の竪穴区画を有する建築物の場合、短期間のうちに全ての竪穴区画についての検査を実施するよう計画的に行うこと。	「連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと」については感知器を設置している場合に限る。 対象となる感知器から10m以内の防火設備が一斉に閉鎖されなければならない。

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

防火シャッター

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。	放射熱による延焼を防止するため、可燃物を出来るだけ離すよう指導する。	配線や配管が降下面を通過している場合も「要是正」
(2)		駆動装置 (2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の固定ボルトの緩みを確認する。	ぐらつき、振動、緩み、異音、浮き発生がある場合などは「要是正」
(3)			スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。	ローラーチェーンの外れにつながらないよう他の部材との接触についても確認する。	
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。		
(5)			ローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。		【ローラーチェーンのたるみ】 目安としてスプロケット軸間距離の4%を超えた場合、要是正と判断する。 【ワイヤロープ】 折れ、素線の断線等によるささくれがある場合は「要是正」
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。	
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	シャッターを閉鎖させて目視により確認する。状況によってはケースを外して確認する。		
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	シャッターの検査終了後に確実に復帰措置を行い隙間等がないか確認する。	
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	遮煙材についてはシャッターを閉鎖させて、シャッターカーテンとガイドレール等の遮煙材との隙間の有無についても確認する。	
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	感電の恐れを回避するため電源をOFFにして検査する。	
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	熱による損傷や電解液の漏れなどを確認する。	

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

防火シャッター

番号	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	検査の留意点	判定基準の解説
(12)	防火シャッター	危害防止装置	危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	予備電源の交換時期を確認し、次の検査までに交換時期を迎える場合には、予備電源の交換を促す。	
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	防火シャッターの周囲に人や物がいないことを確認する。 検査員以外が防火シャッターを作動させないよう、検査中であることを表示を行う。 座板感知部が作動しないことを想定し、降下軌道内に留まらない。	
(14)			作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。	閉鎖時間(T)は座板が床上1mの位置を通過した時点から床面に到達するまでの時間を計測する。 停止距離は一次側電源をOFFにして、自重降下中の防火シャッターを、座板が床上1.5mの位置で座板感知部を作動させ、停止距離を測定する。	運動エネルギー $=1/2MV^2=1/2M(1/T)^2$ M: シャッターの質量(kg) V: 閉鎖速度(m/秒) T: 閉鎖時間(秒) 本項目は平成17年告示第1392号により追加された規定であるため、告示の施行日以前の建築物は「既存不適格」
(15)			設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。 熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	感知器の位置と併せて感知器自体の外観に異常がないか確認する。	昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2) (i) 防火設備からの水平距離が10m以内、かつ防火設備と感知器との間に間仕切り壁等がない場所。 (ii) 壁から60cm以上離れた天井等の室内に面する部分。廊下等で60cm以上離すことが出来ない場合は中央の部分。 (iii) 換気口付近、水蒸気が多量に滞留する場所、腐食性ガスの発生する恐れのある場所他、以外の場所。
(16)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。 ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	【使用する試験器】 熱感知器: 加熱試験器 煙感知器(スポット型): 加煙感知器 煙感知器(分離型): 減光フィルター 熱煙複合感知器: 加熱試験器及び加煙試験器	【適正な時間】 熱感知器(特種): 40秒 ※作動温度と周囲温度との差が50℃を超える場合は、作動時間を2倍とすることができる。 煙感知器(スポット型、1種): 30秒 煙感知器(スポット型、2種): 60秒 煙感知器(スポット型、3種): 90秒 煙感知器(分離型): 30秒
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。		【参考】 H17.12危害防止装置の設置義務付け以降、通行の用に供する部分への新規設置はない。(構造上途中停止ができないため)

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

防火シャッター

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説
(18)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	表示灯は点灯又は点滅の仕方によって異なった内容を表示するので注意する。	
(19)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	端子部の錆についても確認する。	
(20)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	接地端子と筐体の導通を回路計で、端子部の緩みをドライバーで確認する。	
(21)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	連動制御器の交流電源をOFF側にし、常用電源が遮断され予備電源に切り替わることを確認する。	
(22)	連動機構	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	熱による損傷や電解液の漏れなどを確認する。	
(23)		連動機構用予備電源 容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	予備電源試験スイッチ等を操作し、連動制御器の回路電圧計、回路電圧灯などにより確認する。	予備電源の電圧が規定値以下、又は使用している予備電源の容量と製品表示銘板で指定する電源容量が異なっていないか。
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	開閉機近くの高い位置にあるため、足場を用意する。	装置の腐食や下地からの浮き、固定ボルトの緩みがある場合などは「要是正」
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	連動制御器の起動スイッチで閉鎖させることをもって随時閉鎖として運用されている場合、手動閉鎖装置が設置されていない場合がある。	操作しやすい高さの目安は80cm～150cm。
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター(27)の項の点検が行われるものを除く)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	(27)で検査を行う防火シャッターについては(26)では検査対象外。個々の防火シャッターについて適切に閉鎖することを確認する。 エスカレーター周りの防火シャッターについては安全装置が連動している場合があるので、必ずエスカレーターの運転停止を確認してから検査をすること。	「連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと」については感知器を設置している場合に限る。
(27)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る)の形成の状況	当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	堅穴区画を有しない建築物の場合、(27)は検査対象外。複数の堅穴区画を有する建築物の場合、短期間のうちに全ての堅穴区画についての検査を実施するよう計画的に行うこと。	「連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと」については感知器を設置している場合に限る。 対象となる感知器から10m以内の防火設備が一斉に閉鎖されなければならない。

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

耐火クロススクリーン

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	【ローラチェーンのたるみ】 目安としてスプロケット軸間距離の4%を超えた場合、要是正と判断する。	
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	亀裂や破損、縫製糸の切れ・ほつれ、たるみがないか確認する。	
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	耐火クロススクリーンを閉鎖させて目視により確認する。状況によってはケースを外して確認する。	
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	検査時にケースを外すので、検査終了後は確実に復帰措置を行う。	
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	遮煙材はガイドレール、まぐさの奥側にあり、暗いため、電灯などで照らして確認する。	
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	感電の恐れを回避するため電源をOFFにして検査する。	
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	熱による損傷や電解液の漏れなどを確認する。	
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	予備電源の交換時期を確認し、次の検査までに交換時期を迎える場合には、予備電源の交換を促す。	
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。	防火シャッターの周囲に人や物がいないことを確認する。 検査員以外が防火シャッターを作動させないよう、検査中であることの表示を行う。 座板感知部が作動しないことを想定し、降下軌道内に留まらない。	

■防火設備の検査方法、判定基準の解説

耐火クロススクリーン

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説	
(11)	耐火クロススクリーン	危害防止装置	作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。	閉鎖時間(T)は座板が床上1mの位置を通過した時点から床面に到達するまでの時間を計測する。 停止距離は一次側電源をOFFにして、自重降下中の防火シャッターを、座板が床上1.5mの位置で座板感知部を作動させ、停止距離を測定する。	運動エネルギー =1/2MV ² =1/2M(1/T) ² M:カーテン部の質量(kg) V:閉鎖速度(m/秒) T:閉鎖時間(秒) 本項目は平成17年告示第1392号により追加された規定であるため、告示の施行日以前の建築物は「既存不適格」
			ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10Jを超えること又は閉鎖力が150Nを超えること。	閉鎖力は床面にプッシュプルゲージを設置し、床面から30cmからの耐火クロススクリーン閉鎖時の座板と床面における閉鎖力を測定する。	巻き取り式と同様に閉鎖時間を測定し、閉鎖時間Tが1.3秒超の場合には運動エネルギーは10J以下と判定。 本項目は平成17年告示第1392号により追加された規定であるため、告示の施行日以前の建築物は「既存不適格」	
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。 熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	感知器の位置と併せて感知器自体の外観に異常がないか確認する。	昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)防火設備からの水平距離が10m以内、かつ防火設備と感知器との間に間仕切り壁等がない場所。 (ii)壁から60cm以上離れた天井等の室内に面する部分。廊下等で60cm以上離すことが出来ない場合は中央の部分。 (iii)換気口付近、水蒸気が多量に滞留する場所、腐食性ガスの発生する恐れのある場所他、以外の場所。
(13)			感知の状況	(22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。 ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	【使用する試験器】 熱感知器:加熱試験器 煙感知器(スポット型):加煙感知器 煙感知器(分離型):減光フィルター 熱煙複合感知器:加熱試験器及び加煙試験器	【適正な時間】 熱感知器(特種):40秒 ※作動温度と周囲温度との差が50℃を超える場合は、作動時間を2倍とすることができる。 煙感知器(スポット型、1種):30秒 煙感知器(スポット型、2種):60秒 煙感知器(スポット型、3種):90秒 煙感知器(分離型):30秒
(14)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	表示灯は点灯又は点滅の仕方によって異なった内容を表示するので注意する。		
(15)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	端子部の錆についても確認する。		

■防火設備の検査方法、判定基準の解説

耐火クロススクリーン

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説
(16)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	接地端子と筐体の導通を回路計で、端子部の緩みをドライバーで確認する。
(17)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	連動制御器の交流電源をOFF側にし、常用電源が遮断され予備電源に切り替わることを確認する。
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	熱による損傷や電解液の漏れなどを確認する。
(19)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	予備電源試験スイッチ等を操作し、連動制御器の回路電圧計、回路電圧灯などにより確認する。
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	閉鎖機近くの高い位置にあるため、足場を用意する。
(21)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	連動制御器の起動スイッチで閉鎖させることをもって随時閉鎖として運用されている場合、手動閉鎖装置が設置されていない場合がある。	操作しやすい高さの目安は80cm～150cm。
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン(23)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	(23)で検査を行う防火シャッターについては(22)では検査対象外。個々の耐火クロススクリーンについて適切に閉鎖することを確認する。 エスカレーター周りの防火シャッターについては安全装置が連動している場合があるので、必ずエスカレーターの運転停止を確認してから検査をすること。	「連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと」については感知器を設置している場合に限る。
(23)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しない又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。	堅穴区画を有しない建築物の場合、(23)は検査対象外。 複数の堅穴区画を有する建築物の場合、短期間のうちに全ての堅穴区画についての検査を実施するよう計画的に行うこと。	「連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと」については感知器を設置している場合に限る。 対象となる感知器から10m以内の防火設備が一斉に閉鎖されなければならない。

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説	
(1)	ドレン チャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の 放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。	設計図書等で予め設置位置を把握しておく。 散水ヘッドの変形、損傷、著しい腐食等がないか、他のものの支えや吊りに利用されていないか等について外観を確認する。 内装改修等で散水ヘッドの位置が変更されていないかについても確認する。	
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	事前に構成機器を十分に確認し、開閉弁の開閉位置や検査時の開閉位置を確認し、誤放水を起こさないよう注意する。 漏れ、端子の緩み、脱落、開閉位置や操作が容易にできるかについても確認。 構成機器の弁類全てについて検査する。	
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	排水が正常に行われないこと。	設計図書等で予め排水管の太さ等を把握しておく。	
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。	水位計は変形、損傷、著しい腐食等が考えられるため、水位を測定するための弁類の操作が容易にできるか、ガラス管の内面・外面に汚損はないか、水位計内にある残留水は容易に排水できるか、などについて事前に確認する。	水量は検尺によって確認し、水位計がある場合には排水前後の水位も確認する。
(6)			給水装置の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	減水状態を作り出し、自動補給されるか確認する。また、満水状態を作り出し、給水が停止するか確認する。 水位電極を用いるものは電極回路の配線を外すなど、ボールタップを用いるものはボールを押し下げて水中に没することで減水状態と同様に する。	
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	各種表示が状態ごとに適正にされているか確認する。 ポンプ起動等のスイッチ操作の際には事前に関係者に連絡し、弁類の開閉位置を確認する等の準備も怠らないこと。	周囲の状況及び外観の他ほか表示、電圧計及び電流計、開閉器及びスイッチ類、ヒューズ類、継電器、表示灯、予備品等について確認を要する。

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説
(8)	ドレン チャー等 加圧送水装置	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	端子の緩みをドライバーで確認する。	
(9)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	端子部の腐食の有無、配線の損傷の有無についても確認する。	
(10)		ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。	検査時は防火管理者に確認の後、制御盤の電源を切って作業を進める。検査終了後は必ず電源を復旧させる。	外観、回転軸、軸受部、グランド部、軸継手等について目視及び触診で検査する。
(11)		加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	予め加圧送水装置を起動し、定格負荷運転状態に設定したままで停電させ、予備電源への切り替えを確認する。	予備電源はほとんどが自家発電設備であるため、電気事業法による自家発電用電気工作物に関する資格者の立会いのもとに行うことが望ましく、予備電源の検査時に合わせて検査することが現実的である。
(12)		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	検査時に加圧送水装置を起動する予備電源を起動させて試験を実施できない場合は、直近の試験結果、設計図書、銘板等と照合しながら目視により確認する。	
(13)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。		(11)の切り替え試験時に確認する。
(14)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。		圧力計では圧力計及び連成計について、呼水槽では水槽・バルブ・自動給水装置・減水警報装置・フート弁等について、起動用圧力スイッチではスイッチ・起動用圧力タンク等について、その他水温上昇防止用逃し配管について検査をする。
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知器用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。 熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	感知器の位置と併せて感知器自体の外観に異常がないか確認する。 昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2) (i)水幕からの水平距離が10m以内、かつ水幕と感知器との間に間仕切り壁等がない場所。 (ii)壁から60cm以上離れた天井等の室内に面する部分。廊下等で60cm以上離すことが出来ない場合は中央の部分。 (iii)換気口付近、水蒸気が多量に滞留する場所、腐食性ガスの発生する恐れのある場所他、以外の場所。

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説	
(16)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知器用ヘッド等の感知装置を含む。)	感知の状況	(25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。 ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	【使用する試験器】 熱感知器：加熱試験器 煙感知器(スポット型)：加煙感知器 煙感知器(分離型)：減光フィルター 熱煙複合感知器：加熱試験器及び加煙試験器	【適正な時間】 熱感知器(特種)：40秒 ※作動温度と周囲温度との差が50℃を超える場合は、作動時間を2倍とすることができる。 煙感知器(スポット型、1種)：30秒 煙感知器(スポット型、2種)：60秒 煙感知器(スポット型、3種)：90秒 煙感知器(分離型)：30秒	
(17)	連動機構	制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	操作に際しては、他設備との連動の有無等について事前に確認する。	電圧計、放水区域の表示装置、ヒューズ類、継電器、通話装置、主装置、火災及び放水表示等、注意表示、回路導通について確認する。
(18)		制御盤	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	端子部の錆についても確認する。	
(19)		制御盤	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	接地端子と筐体の導通を回路計で、端子部の緩みをドライバーで確認する。	
(20)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	再度常用電源を復帰した際に、充電装置が適正に作動するか確認する。また、異常な発熱がないか確認する。	
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	熱による損傷や電解液の漏れなどを確認する。	予備電源に貼付された銘板等による表示は適正であるかについても確認する。
(22)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	予備電源に切り替え、制御盤の機能に支障がないか確認する。	予備電源の電圧が規定値以下である、又は正常に表示、操作などができない等について確認する。
(23)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。		周囲の状況及び外観の他ほか表示、機能、表示灯、通話装置、結線接続等について確認を要する。
(24)		手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。		操作しやすい高さの目安は80cm～150cm。

■ 防火設備の検査方法、判定基準の解説

ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

番号	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	検査の留意点	判定基準の解説
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等(26)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。	(26)で検査を行うドレンチャー等については(25)では検査対象外。個々のドレンチャー等について適切に閉鎖することを確認する。	加圧送水装置についてはポンプモーター、表示・警報等、電動機の運転電流、運転状況を、制御盤については操作確認、表示、遅延時間を、開閉弁については遠隔起動弁の動作、弁解放状況、1次側・2次側の圧力、放射量を、その他感知器の動作確認をそれぞれ行う。 なお、火災感知用ヘッドについては実施不要であり、消防用設備等におけるスプリンクラー設備の点検方法に準じている。
(26)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち1以上を対象として、(25)の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及び及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	竪穴区画を有しない建築物の場合、(26)は検査対象外。複数の竪穴区画を有する建築物の場合、短期間のうちに全ての竪穴区画についての検査を実施するよう計画的に行うこと。	誤放水等がないよう当該区画以外の開閉弁2次側の止水弁を閉止して検査をする。 対象となる感知器から10m以内の防火設備が一斉に閉鎖されなければならない。